

インフラストラクチャー及びインダストリー事業のオンプレミスソフトウェアに関する特定補足条項

本インフラストラクチャー及びインダストリー事業のオンプレミスソフトウェアに関する特定補足条項（以下「ソフトウェアライセンス条項」という。）は、オーダーにおいて参照されるインフラストラクチャー及びインダストリー事業のオンプレミスソフトウェアに関してのみ、お客様とシーメンスとの間の、(i) 基本条項並びに一般ソフトウェア及びクラウド補足条項（以下「一般ソフトウェア及びクラウド条項」という。）又は(ii) ユニバーサルカスタマー契約（UCA）を修正するものです。本ソフトウェアライセンス条項は、適用される(i) 基本条項並びに一般ソフトウェア及びクラウド条項又は(ii) UCA、並びにオーダーで参照されるその他の条件と併せて「本契約」を構成します。

本契約における用語の意味は、[本書の末尾](#)又は本契約の他の箇所で定義されています。

商務条件

1. 対象事項

1.1. 対象事項

シーメンスは、オーダーに定めるソフトウェアをお客様に提供し、ライセンスタイプ（第2条の定めとおり。）及び該当するソフトウェアのタイプ（第3条の定めのとおり。）に基づき、お客様にソフトウェアに対する権利を付与します。

ソフトウェアが電子的に提供される場合、又は当該ソフトウェアについて複製権が付与される場合、本契約に定める権利及び義務は、シーメンスの承諾を得てお客様が作成した複製物（コピー）にも適用されます。

1.2. 納入範囲

1.2.1. **ソフトウェアの納入。**シーメンスは、ソフトウェアの製品説明に従い、該当する場合には各 CoL と共に、ソフトウェアをお客様に納入します。

1.2.2. **ドキュメンテーション。**ドキュメンテーションは通常英語で作成されます。ソフトウェアの製品説明からドキュメンテーションへのアクセスが別途有償であることが明らかな場合、お客様には、以下の各号が適用するものとします。

- a. ドキュメンテーションの複製物を作成するいかなる権利も有しません。
- b. 必要な数のドキュメンテーションの複製物を別途購入するものとします。

1.2.3. **技術的アクティベーション。**

- a. ソフトウェアのアクティベーションの為にライセンスキーが必要な場合、シーメンスは、これをお客様に納入します。
- b. ソフトウェアのアクティベーションの為に必要な dongle については、納入範囲に明示的に含まれていない場合は、お客様は、これを別途注文しなければなりません。

お客様がソフトウェアのみを購入し、当面の間ソフトウェアの使用権を購入しないことに両当事者間で合意した場合、dongle、ライセンスキー及び CoL は、納入範囲に含まれません。

1.3. ソフトウェアの範囲及び品質、並びにインストール及び設定に関する責任

ソフトウェアの範囲及び品質は、ソフトウェアの製品説明においてのみ定められています。

お客様は、関連するドキュメンテーションを遵守し、ソフトウェアを自らインストール及び設定するものとします。

ライセンス及びソフトウェアのタイプ

2. ライセンスタイプ

シーメンスは、オーダーに記載された合意済みのライセンスタイプ及びエンタイトルメントに従い、お客様に使用権を付与します。ライセンスタイプがオーダーに明記されていない場合、合意されたライセンスタイプは、第 2.1.1 条に定めるシングルライセンスとします。

2.1. ライセンスタイプ

2.1.1. **"Single (シングル) ライセンス"**とは、シーメンスがお客様に以下の各号を行う非独占的権利を付与することを意味します。

- a. ソフトウェアを 1 つのインスタンスにインストールすること。
- b. ソフトウェアの製品説明に定める態様により、又は該当する場合には CoL において、例えば「Type of Use (使用タイプ)」欄に定める態様により、インストールされたソフトウェアを使用すること。

2.1.2. **"Multiple (マルチプル) ライセンス"**とは、シーメンスがお客様に以下の各号を行う非独占的権利を付与することを意味します。

- a. ソフトウェアをオーダーに定める数のインスタンスにインストールすること。
- b. ソフトウェアの製品説明に定める態様により、又は該当する場合には CoL において、例えば「Type of Use (使用タイプ)」欄に定める態様により、ソフトウェアを同時に使用すること。

2.1.3. **"Floating (フローティング) ライセンス"**とは、シーメンスがお客様に以下の各号を行う非独占的権利を付与することを意味します。

- a. ソフトウェアをオーダーに定める対象物（例：ユーザー又はデバイス）に対して購入したライセンス数の最大 10 倍の数のインスタンスにインストールすること。例：お客様が 3 つの対象物についてフローティングライセンスを購入した場合、お客様は、30 のインスタンスにソフトウェアをインストールする権利を有しますが、同時にソフトウェアを使用できる対象物は 3 つを超えてはなりません。
- b. ソフトウェアの製品説明及び（該当する場合は）CoL に定める態様により、オーダー及び（該当する場合は）CoL に定めるお客様の対象物の数の範囲内で、ソフトウェアを同時に使用すること。

2.1.4. **"Concurrent (同時) ライセンス"**とは、シーメンスがお客様に以下の各号を行う非独占的権利を付与することを意味します。

- a. ソフトウェアの製品説明に定めるとおりソフトウェアを使用する為に必要な数のお客様のインスタンスにソフトウェアをインストールすること。

- b. ソフトウェアの製品説明及び（該当する場合は）CoL に定める態様により、オーダー及び（該当する場合は）CoL に定めるお客様の対象物（例：ユーザー又はデバイス）の数の範囲内で、ソフトウェアを同時に使用すること。

2.2. 期間

- 2.2.1. **永続的使用。** シーメンスは、オーダーにおいてソフトウェアが第 2.2.2 条に定めるサブスクリプション期間についてのみ使用が許諾される旨が定められていない限り、全てのライセンスタイプについて、第 2.1 条に従い、お客様に永続的に権利を付与します。
- 2.2.2. **サブスクリプション期間。** シーメンスがソフトウェアの使用権を一定期間に限って付与する場合、以下のライセンスオプションが適用されます。
 - a. **"Rental（レンタル）"**とは、ソフトウェアの製品説明に定める内容に従い、サブスクリプション期間を最大 12 か月間として、シングル、マルチプル、フローティング又は同時ライセンスに期間制限を付すことを意味します。
 - b. **"Subscription（サブスクリプション）"**とは、シングル、マルチプル、フローティング又は同時ライセンスに期間制限を付すことを意味します。サブスクリプション期間の長さは、ソフトウェアの製品説明に定められます。
 - c. **"Demo（デモ）ライセンス"**又は**"Trial（トライアル）ライセンス"**とは、一定期間、且つソフトウェアの製品説明に従いソフトウェアを検証する目的に限り付与されるシングル、マルチプル、フローティング又は同時ライセンスを意味します。
- 2.2.3. **サブスクリプション期間の計算。** 許可された使用期間は、ソフトウェアの製品説明及び（該当する場合は）CoL において、例えば「Type of Use（使用タイプ）」欄に定められます。使用期間が定められていない場合は、12 か月間とします。

ソフトウェアの使用期間には、計算方法により、以下のいずれかが適用します。

 - a. 時間単位で計算される場合、サブスクリプション期間は、ソフトウェアが最初に実行された時に開始し、付与された全ての時間が消費された時に終了します。ユーザーは、全ての時間が使用されるまで、使用を停止し再開する柔軟性を有します。
 - b. 日、週又は月単位で定められる場合、実際の使用状況にかかわらず、定められた期間が適用され、ソフトウェアが最初に実行された時に開始します。
 - c. 日付に基づく場合、ライセンスは、実際の使用状況にかかわらず、定められた日に終了します。
- 2.2.4. **期間限定ライセンスの自動更新。** 一般ソフトウェア及びクラウド条項第 18.1 条又は UCA 第 10.1 条に定める自動更新が適用する場合、更新後のサブスクリプション期間は、当初合意されたサブスクリプション期間と同じ長さとなります。
- 2.2.5. **複数年サブスクリプション。** 複数年のサブスクリプション期間が適用する場合、シーメンスは、サブスクリプション期間中に新しいライセンスキーを発行することがあります。

3. ソフトウェアのタイプ

お客様は、シーメンスからエンジニアリングソフトウェア及びその他の種類のソフトウェアを購入することができます。

3.1. エンジニアリングソフトウェア

ソフトウェアの製品説明において、お客様がエンジニアリングソフトウェアを購入したことが定められている場合、以下が適用されます。

お客様がエンジニアリングソフトウェア又はその一部を使用して自己のプログラム又はデータを生成する場合、お客様は、追加のライセンス料を支払うことなく、当該エンジニアリングソフトウェアの一部を自己のプログラム又はデータの一部として複製する権利を有します。

加えて、お客様は、当該部分について、

- a. 自己のプログラム又はデータの一部として使用することができます。
- b. 自己のプログラム又はデータの一部として第三者に提供して使用させることができます。この場合、お客様は、当該プログラム又はデータに含まれるエンジニアリングソフトウェアを第 5 条に従い保護しなければなりません。

3.2. その他のソフトウェアタイプ

その他のソフトウェアについては、お客様は、ソフトウェア又はその一部をインストールし、又はその他の方法で複製する前に、予定する利用形態に応じた当該ソフトウェアのライセンスを購入しなければなりません。

3.3. ソフトウェアに関する追加の権利

ソフトウェア又はその一部に関する追加の権利が認められる場合、その内容は、ソフトウェアの **Readme** ファイルに定められます。

旧バージョン並びにお客様のその他の権利及び義務

4. 旧バージョン

4.1. アップグレードに伴う使用権の消滅

ソフトウェアの製品説明から、例えば製品名に「**Service Pack**（サービスパック）」という追加表示があることにより、当該ソフトウェアが旧バージョンに対するアップグレード版として提供されるものであることが明らかな場合、旧バージョンについて付与された使用権は、アップグレードの実施時に消滅するものとします。なお、第 4.3 条に基づく使用権はこれに影響を受けないものとします。

4.2. 使用対象の選択

お客様が既に旧バージョンに対応するライセンスを適法に使用している場合、お客様は、その選択により、ソフトウェアに対して付与された使用権を以下のいずれかの形で行使できるものとします。

- a. ソフトウェアについて使用すること。
- b. 技術的に可能な範囲且つお客様の責任において、旧バージョンについて使用すること。

4.3. 並行使用

4.3.1. 代替使用。ソフトウェアの **Readme** ファイルの「**Parallel Use**（並行使用）」欄に旧バージョンが記載されている場合、お客様は、ソフトウェアに代えて当該記載の旧バージョンについて使用権を行使することができます。

4.3.2. 追加使用。ソフトウェアの製品説明又は **CoL** において指定された「**Type of Use**（使用タイプ）」が「**Installation**（インストール）」又は「**User**（ユーザー）」である場合、お客様は、ライセンス対象のソフトウェアに加え、**Readme** ファイルに記載された旧バージョンを、ソフトウェアと並行して使用することができるものとします。この場合、お客様が当該購入済ソフトウェアをインストール又は使用することが認められているインスタンス数を上限とします。

4.3.3. 譲渡。旧バージョンの第三者への譲渡は、第 5.2 条に従いソフトウェアを譲渡する場合に限り、当該ソフトウェアと併せてのみ認められます。

5. お客様のその他の権利及び義務

5.1. **CoL** の提示

お客様は、シーメンスから要求がある場合、以下の **CoL** を提示するものとします。

- a. ソフトウェアに係る **CoL**。
- b. ソフトウェアが **Service Pack**（サービスパック）又はその他の新たなリリースである場合、旧バージョンに係る **CoL**。

5.2. 譲渡

5.2.1. 譲渡権。お客様は、期間の定めのない使用権について購入したライセンスを第三者に譲渡する権利を有します。当該ライセンスを譲渡する場合、お客様は以下の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- a. ソフトウェアの使用を中止すること。
- b. インストール済みのソフトウェアを、お客様の機器及びインスタンスから削除すること。
- c. その他の記録媒体上に存在するソフトウェア（複製物を含む。）を消去し、又は適用法令によりお客様が当該ソフトウェアをより長期間保存する義務を負う場合を除き、シーメンズの要求に応じてこれをシーメンズに引き渡すこと。なお、当該保存されたソフトウェアを使用することは禁止されます。

5.2.2. **ライセンスキー、ドングル、契約書類及び内容の引き渡し。** お客様は、当該第三者に対し以下の各号を提供するものとします。

- a. ライセンスキー（該当する場合）。
- b. ソフトウェアの提供範囲に含まれるドングル（該当する場合）。
- c. 本契約と共に、オーダー確認書及び CoL。
- d. 第 5.2 条に基づきソフトウェアのアップグレード版を譲渡する場合には、旧バージョンに係る CoL。

また、お客様は、第三者との間で、本ソフトウェアライセンス条項第 2 条、第 3 条及び第 5 条と同等の内容を有する契約を締結するものとします。

5.2.3. **確認、義務の移転。** お客様は、以下の各号を行うものとします。

- a. シーメンズの要求がある場合、第 5.2 条に定める措置を完了したことを書面で確認し、又は保存期間を延長する必要がある場合には、その理由をシーメンズに説明すること。
- b. 第三者に対し、第 2 条及び第 3 条に基づき付与された権利を遵守する義務、並びに本ソフトウェアライセンス条項第 5 条及び一般ソフトウェア及びクラウド条項第 6 条又は UCA 第 3.3 条（適用される場合）に基づく義務を明示的に負担させること。

5.3. 検証

お客様が、ソフトウェアに加えて、使用が許諾された追加プログラムを含む記録媒体を受領した場合、お客様は、当該ソフトウェア製品を以下の各号を条件として使用する権利を有します。

- a. 検証目的に限り使用すること。
- b. 当該ソフトウェアプログラムの最初の起動時から起算して 14 日間を上限として使用すること。但し、当該ソフトウェア製品の **Readme** ファイル等に別の期間が定められている場合は、この限りではありません。
- c. 無償で使用すること。

検証目的のためのみに提供されるソフトウェア製品についても、本契約が適用されます。お客様は、当該ソフトウェア製品をソフトウェアと切り離して、即ちソフトウェアを伴わずに第三者へ譲渡することはできません。

定義

インスタンス	物理的なオペレーティングシステム環境におけるインスタンス又は仮想オペレーティングシステム環境におけるインスタンスのいずれかを意味します。
エンタイトルメント	エンタイトルメントは、適用される UCA 又は一般ソフトウェア及びクラウド条項において定義されますが、CoL において定められることもあります。
旧バージョン	ソフトウェアの旧リリースをいい、通常、バージョン番号の変更により識別できます。
Service Pack（サービスパック）	不適合及び脆弱性の両方又はいずれかが解消されるソフトウェアのリリースを意味し、通常、機能の変更を伴いません。「サービスパック」という用語には、新たなソフトウェアリリースに相当し

ない個別のバグ修正及び脆弱性パッチの両方又はいずれかも含まれます。サービスパックは、ソフトウェアの一部です。

CoL

ライセンス証書を意味し、ソフトウェアに対して購入された使用権のタイプに関する情報を含みます。ソフトウェアに **CoL** がある場合、当該 **CoL** はソフトウェア本体又は納品書に添付されます。

dongle

ライセンスを保護するためのソフトウェア又はハードウェアの特別な物品（例：USB dongle）を意味します。dongle 及び dongleにより保護されるソフトウェアは、ドキュメンテーションに記載されたとおりに接続されていなければならない、接続されていない場合、ソフトウェアの使用は著しく制限され、又は使用不能となります。
